

◇ せん定木等の分け方と出し方 ◇

「せん定木等」とは？

- 木、竹、草(木製の加工品及び木の実、石や土が混じっているものは出せません。) 木、竹、草はそれぞれ分別して出してください。

業として個人から草刈り等の依頼や事業所などの草刈りで発生したものは、清掃工場に搬入できません。※処理業者に直接ご相談ください。

出し方

区分	排出方法	料金	備考
出し方① 粗大ごみとして出す方法 ※要予約			
木・竹	<p>長さ60cm程度に切った幹や枝を、外周1m以内でしばって「粗大ごみ処理券」を貼付します。</p>  <p>※収集日までに「環境衛生課」又は「粗大ごみ処理券取扱店」で購入してください。</p>	<p style="color: red;">860円/点</p> <p>※現金は不可</p> <p>1点(2束50kg以内)</p>	<p>収集日は、<u>「粗大ごみの日」</u>です。</p> <p>粗大ごみの収集日から平日で数えて2日前(申込みは平日のみ)までに申込みが必要。</p> <p>(申込先) 清掃工場 0439-52-5353</p>
出し方② せん定木等として清掃工場に自己搬入する方法			
木・竹・草	<p>長さ60cm程度に切ったものを自分で清掃工場に搬入します。</p>	<p style="color: red;">170円/10kg</p> <p>一度に搬入する量が50kg以下の場合 は、80円/10kg</p>	<p>搬入できる日は、<u>「清掃工場の開所日」</u>です。(P5)</p>
出し方③ 可燃ごみとして出す方法			
木・竹・草	<p>長さ30cm程度に切ったものを市指定ごみ袋(可燃ごみ用)に入れて出します。</p>	<p>1袋(10枚入)</p> <p>ミニ 100円 小 200円 中 300円 大 400円</p>	<p>収集日は、<u>「可燃ごみ」</u>の日です。 朝6時から8時までに一般ごみステーションに出してください。</p>

※キョウチクウなどの有毒なものは、せん定木等として出すことはできません。

長さを30cm程度に切ったものを可燃ごみとして出してください。

※果実等が付いているものは、取り除いて出してください。

せん定木等として回収したものは民間事業者によって、チップなどにリサイクルされています